

令和 7 年度第 1 1 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 9 月 2 日

担当部・課：危機管理部危機対策課〔内線 4 3 0 2〕

① 件 名
公益財団法人日本財団との「災害対策拠点事業」に関する協定の締結について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 大規模災害時は、行政や防災関係機関だけの対応では限界があり、市民等の自助・共助を最大限に発揮できるよう、対策を講じることが重要である。 公益財団法人日本財団は、自治体と連携し、災害対策基本法に定める「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧」の切れ目ない実践モデルの構築を目指し、地域防災計画をはじめとした災害対策の充実と災害発生時の公助を補完する自助・共助の取組の充実を目的とした災害対策拠点事業を令和 4 年から実施している。 昨年度、同財団より本市での事業の実施について申出があり、事業実施場所などについて協議を行ってきた。 【目的】 同財団との協議が調ったことから、本市の災害対策の充実を図るため、協定を締結するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 災害対策基本法 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 1 章 住民同士の絆・支え合いで安全安心に暮らせるまち 第 3 節 安心して暮らすための地域防災力などの向上 1 地域防災力の向上を図る
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 8 月 公益財団法人日本財団から事業の実施についての申出 8 月から令和 7 年 8 月 活動拠点となる用地について同財団及び関係課との協議
⑤ 主な内容
1 実施内容 (1) 災害対策に関する研修、訓練 (2) 災害対策に関する資機材や物資の備蓄、管理 (3) 発災時に支援を行う団体等を対象とした資機材や物資の提供及び本拠点の活用 (4) 本事業の成果等の情報発信 (5) 事業の実施に必要な資機材の調達、工事等による環境整備 2 協定締結期間 協定締結の日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとし、協定の更新手続きを実施した場合は、最長で更に 3 年の令和 1 4 年 3 月 3 1 日までとする。 3 その他 (1) 活動拠点として昨年度閉校した「旧中津山第一小学校」の校庭及び校舎の一部を活用する。 (2) 研修などの実施については、日本財団が地元で活動する団体に業務委託を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 協定締結により、本市の災害対策の充実及び公助を補完する自助・共助の取組の充実が図られるとともに、閉校した学校施設の有効活用が図られる。 【市財政への負担】 「旧中津山第一小学校」の校庭及び校舎の一部の無償貸与
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
本事業における他自治体との協定締結状況 令和４年１１月 佐賀県大町町（令和５年４月 佐賀県も加わり３者で協定締結） 令和５年３月 千葉県木更津市
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和７年９月２３日 協定締結式
⑨ その他
○実施予定の研修、訓練 ・ＮＰＯ団体など向けの災害の初動対応に関する重機やチェンソーなどの研修 ・市民向けのマイタイムライン作成、防災マップ作り、避難所運営訓練など